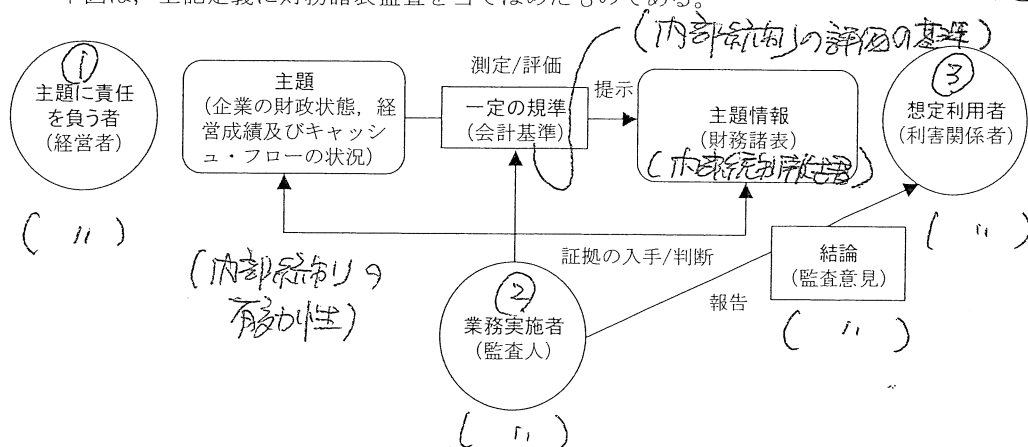


1 保証業務の定義と分類

(1) 保証業務の定義 【短A 論C】

保証業務とは、主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報（主題情報）について（又は、当該主題それ自体について^(*)1)）それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために^(*)2)、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。

下図は、上記定義に財務諸表監査を当てはめたものである。



財務諸表監査において、二重責任の原則に基づき経営者と監査人の責任が区別されていることがその実施前提となるように、保証業務は、主題に責任を負う者と業務実施者の責任が区別されていることがその実施前提となる。すなわち、業務実施者は、主題情報又は主題それ自体に対する責任を負うものではなく、あくまで保証業務について要請される要件（能力及び独立性の保持を含む職業倫理の遵守等）及び保証業務の実施に関する基準に準拠して適切に業務を行うことについて責任を負う。

また、業務実施者は、独立の立場から公正不偏の態度を保持することが最も重視されるため、自らが主題に責任を負う者及び想定利用者となることはできない。

なお、保証業務は、三当事者の存在を前提とするものであり、主題に責任を負う者のみの利用又は利益のために行う業務は、保証業務の定義を満たさない。そのため、主題に責任を負う者は、想定利用者の1人となることはできるが、唯一の利用者となることはできない^(*)3)。

(*)1 保証業務における適切な主題は、識別可能であり、一定の規準に基づいて首尾一貫した評価又は測定を行うことができ、かつ、業務実施者が十分かつ適切な証拠を収集できるものをいう。主題には、定量的か定性的か、客観的か主観的か、確定的か予測的か、一定時点にわたるものかといった異なる性格があり、業務実施者が結論を表明する保証報告書には、かかる主題の性格を記載する必要がある。

(*)2 保証報告書の名宛人以外であっても、当該保証報告書を入手可能な者は、想定利用者に含まれる。

(*)3 主題に責任を負う者は、必ずしも業務実施者と契約する当事者である必要はない。